第4次大村市障害者基本計画・第7期大村市障害福祉計画・第3期大村市障害児福祉計画案に係るパブリックコメントの意見の内容と市の考え方

	頁及び区分	ご意見の内容	市の考え方
1	23ページ 第2章 施策3 【主な取組】 ③農業との連携事業への支援	○「障がい者雇用に対する理解・協力のための啓発を行います。」との記載があるが、どこがどのように進めていくのか明確に記載してほしい。 何のために農福連携を推進するのか？ ○「雇用に対する」とあるが、請負（施設外就労）ではいけないのか？ ○「マッチング体制を構築するとともに、事業所や関係機関による支援ネットワークづくり」とあるが、具体的にどのように進めるのか？他県においてはマッチング支援員が配置されているが、今後予定はあるのか（予算等）？ ○農福連携を推進するにあたって「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」をどのように活用していくのか？	○取組の詳細は、事業実施を進めていく中で決定していく予定にしております。 農業側の労働力不足、福祉側の工賃向上の解決のために推進します。 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正後】 障がい者雇用や障害福祉サービス事業所での請負に対する理解・協力のための啓発を行います。 ○1項目めに記載のとおり、取組の詳細は、事業実施を進めていく中で決定していく予定です。 ○1項目めに記載のとおり、取組の詳細は、事業実施を進めていく中で決定していく予定です。
2	P21 第2章 施策3 【現状と課題】	○昨年11月に長崎県は令和4年度の長崎県平均工賃額を19,342円（速報値）として発表されていますが、大村市の平均工賃額はいくらでしょうか？ ○今後、大村市の平均工賃額はどのような形で毎年度確認、公表されていかれますか？	○県の調査結果では、17,145円となっております。 ○今後は、県の調査内容を踏まえ、可能な限り市内事業所に確認し、把握に努めます。

	頁及び区分	ご意見の内容	市の考え方
3	P22 第2章 施策3 【主な取組】 ①障害者就労支援施設への支援 項目2つ目「障害者就労支援施設の工賃向上」について	○大村市が長崎県の平均工賃を上回るための具体的な取り組みは何ですか？ ○長崎県は『第4期長崎県工賃向上計画』の中で令和3年度から令和5年度までの目標額を示しており、令和6年度に21,000円、令和7年度に21,700円という目標額を示しているが、具体的に大村市が目標とする工賃額は今の段階であるのか？	○現時点では、優先調達や農福連携の推進、市庁舎等での販売会実施などを予定しておりますが、市内事業所のニーズを確認し、市で取り組めることは実施していきたいと考えております。 ○令和8年度までに県の平均工賃を上回りたいと考えております。 「第5期長崎県工賃向上計画」の発表後に、令和8年度の県目標工賃額を確認し、その額以上を目指したいと考えております。
4	P41 第2章 施策8 【主な取組】 ①活動団体等との交流の推進	○「市の各種イベントの時などには～障がい者と市民との交流の機会の確保に努めます。」との記載があるが、市のイベントは土日祝がほとんどで、実際には福祉サービス事業所が営業されていない曜日が多く、市民との交流の機会とはなりません。 実際に次年度以降で、平日にオレンジクローバー販売会を開催できる市の各種イベントはありますか？具体的なイベント名、行事等で回答ください。	○現在のところ、平日の市内事業所の時間内に実施できるのは、本庁やプラットおおむらでの販売会になると思われます。 土日祝日のイベント実施時における販売会については、事業所のニーズを確認したうえで、各課との調整に努めます。
5	P42 第2章 施策8 【主な取組】 ③防災及び災害時の対策の推進 項目4つ目「避難所の開設」について	○福祉避難所の記載がありますが、福祉事業所も被災をした場合、どのような取り組みをされるのでしょうか？現時点での想定はされていますか？	○福祉介護避難所として本市と協定を締結している福祉事業所が被災した場合、開設の要請は行いません。 「おおむら災害時助け合いプラン おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き」に基づき、当該福祉介護避難所の開設の可否を事前に福祉事業所へ確認し、現時点での被災状況、及び今後の災害の想定を勘案して、安全が確保された上で、開設の要請を行うこととしています。

	頁及び区分	ご意見の内容	市の考え方
6	P105 3 アンケート調査 ㉞その他、障がい施策に関する市への要望について	○要望（意見）が全部で135回答あるが、全て掲載をされているのか？ ○135人の要望は、市のどの役職まで内容を確認しているのか？ ○62番目の回答（意見）※1について、今後どのような取り組みをされるのか？ ※1 障がい福祉課の対応について ○67番目の回答（意見）※2について、内容に緊迫性があるが、すでに対応されているのか？ ※2 家族に暴言や暴力があり、対象者のご家族が早急なグループホーム入所を希望との内容。 ○81番目に”8歳にはこの内容は理解できない”と回答があるが、次回アンケート実施時には、年齢や障がい特性などで分けてアンケートをとることはできないのか？ 132番目の要望でもアンケートはとても読みにくいとの意見があるが、障がい特性に配慮したアンケートの実施について、次回はアンケート形式を変更するのか？それともしないのか？ ○99番目の要望（意見）※3に関連して、市職員の資質も含めて、今後はどのような対応、取り組みをされていくのか？ ※3 障がい福祉課ではない他課の対応について ○前回計画のアンケートには項目としてあった「手話言語条例」の項目が今回のアンケート項目からは削除されているが、次回アンケートでは項目を掲載する予定はあるのか？（ある・なしで回答ください。） ○一般市民の回答率が30.4%と低い。 せめて手帳所持者の50.7%と同等ぐらいの回答率が必要と思われるが、次回アンケートにおいて何か回答数を増やす取り組みをされるのか、されないのか。（されるのであれば具体的な取組内容を回答ください。）	○掲載しているのは、全部で142回答です。 内容が不明瞭なもの（1件）、内容で個人や機関が特定されるもの（2件）を除いて、全て掲載しています。 ○パブリックコメントにいたる計画案については、市長まで内容を共有しています。 ○改めて課内の全職員でご意見をしっかり受けとめ、窓口における対応につきましては、丁寧かつ速やかな対応に努め、来所いただいた方の立場に立った分かりやすい説明を心がけるよう徹底します。 ○本意見につきましては、アンケート回収後、すぐにケース会議を開きました。相談支援事業所を通じて対応し、ご本人の状態は落ち着かれ、現在ご家族と生活しておられます。今後も本人及びご家族からの相談について、適宜対応してまいります。 ○対象年齢につきましては、アンケート実施時に抽出方法などで対応することは可能です。また、障がい特性につきましては抽出が困難ですので、今回いただきましたご意見を参考にさせていただき、誰もが見やすいアンケートとなるよう研究したいと考えております。 ○市職員の対応につきましては、市役所全体において、親切・丁寧な接遇や行動を心がけるよう徹底します。 ○次回のアンケートにおきましては、「手話言語条例」の項目を掲載することとします。 ○アンケートの回答率をみると前回と比較して下がっておりますので、回答率をあげるための具体的な取組内容につきましては、今後検討してまいります。

	頁及び区分	ご意見の内容	市の考え方
7	P16 第2章 施策1 【主な取組】 ②障がい児に係る相談支援体制の充実 項目2つ目「就学指導（相談）の実施」に記載のある”教育支援委員会”について	○注釈では”障害のある子どもの教育的ニーズに対応した教育が行われているかを相談・助言できる組織とありますが、今年度大村市においては何名体制で、どのような職種の方が委員として参画されていますか？ ○委員中、児童福祉施設の職員はこどもたちの実情を知る支援現場の職員でしょうか？ ○委員定数20名以内のうち、児童福祉施設の職員は何名いますか？ ○相談・助言において、令和3年度、4年度、5年度はどの程度の実績がありますか？相談・助言においては、どのような形で依頼することができますか？支援が必要なこどもの親が相談・助言を依頼できるのでしょうか？	○教育支援委員会とは、専門家の意見をもとに適切な就学先（学びの場）について審議を行う機関です。行政・教育・児童福祉施設の職員、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者等で構成された会議です。審議の客観性・公正性や守秘義務の観点から、委員が特定できる具体的な職種・人数等は公表しておりません。
			○注釈※1“障がいのある子どもの教育的ニーズに対応した教育が行われているかを相談・助言できる組織”という記載に関しては、大村市教育委員会が、教育支援委員会において専門家に相談・助言を求めるという主旨です。保護者の方の相談に関しては、就学児対象に実施する就学相談や、学校での面談等で対応しております。 ご意見を踏まえ、次のとおり現案を修正します。 【原案】※1 障がいのある子どもの教育的ニーズに対応した教育が行われているかを相談・助言できる組織。 【修正後】※1 大村市教育委員会が学齢児童及び学齢生徒の就学に係る判別並びに就学指導を適切に行うため、専門家の意見をもとに適切な就学先（学びの場）について審議を行う機関。
		○大村市教育支援委員会規則第6条にある「調査判別委員会」は廃止されているようですが、改めて『教育支援委員会』と『調査判別委員会』のそれぞれの役割を教えてください。	○『教育支援委員会』とは、就学先や就学後の配慮事項等について専門家からの意見をもとに適切な就学先について審議を行う機関です。 『調査判別委員会』は、該当児童生徒が在籍する学校の担当教員が、作成した資料をもとに児童生徒の状況について協議する機関です。なお、協議結果を教育支援委員会に報告していましたが、事務局が学校から事前の情報収集を十分に行い資料を作成することで、令和4年度に廃止となっております。

第4次大村市障害者基本計画・第7期大村市障害福祉計画・第3期大村市障害児福祉計画案に係るパブリックコメントの意見の内容と市の考え方

	頁及び区分	ご意見の内容	市の考え方
（続き）7	(続き) P16 第2章 施策1 【主な取組】 ②障がい児に係る相談支援体制の充実 項目2つ目「就学指導（相談）の実施」に記載のある”教育支援委員会”について	○大村市の特別支援教育においては、”障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、その持てる能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服する為、適切な指導及び支援を行う”とありますが、大村市においては、福祉行政、こども行政、教育行政がどのような形で具体的な連携を取られていますか？（「就学時に適切な教育の場が選択できるよう就学指導を行います」と今回の計画にも記載がされています。） ○大村市には、児童通所連絡協議会がありますが、福祉行政、こども行政、教育行政から担当職員は参加されていますか？参加していない場合、次年度から参加の意向はありますか？	○現在、各部局において子どもの実態把握に努め、必要に応じて連携を図っております。 ○ご意見中の「児童通所連絡協議会」は、正式には「児童通所事業所連絡会」のことと思われます。 当連絡会は、児童通所事業所間の情報共有、連絡調整の場として活用されております。 本市の福祉行政、こども行政、教育行政の職員が参加している「大村市障害者自立支援協議会」の「こども支援連携部会」と関係する議題も協議されており、連絡会の要請に応じて適宜、障がい福祉課職員が参加しております。